

審 査 基 準

平成28年3月23日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課(係)
問 合 せ 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備 考：